

やさしい国民年金相談室

シリーズ ⑬

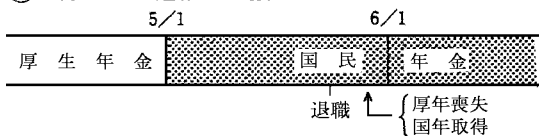
国民年金の

加入日は？

問 私は現在会社員で厚生年金に加入していますが、五月末に退職する予定です。いつから国民年金に加入すればよいのですか。

答 退職した日の翌日が厚生年金の資格喪失日になり、資格喪失日が月の初めであっても末日であっても、その月は厚生年金の加入期

① 5月30日に退職した場合



② 5月31日に退職した場合



間にはなりません。また、厚生年金などの資格を失った日が国民年金の資格取得日になり、資格取得日が月の初日であっても末日であっても、その月は国民年金の加入期間になります。したがってあなたの場合は、退職する日が五月三十日だとしますと、厚生年金の資格喪失日は五月三十一日になり、厚生年金の加入期間は四月までとなります。また国民年金の資格取得日は五月三十一日となり、五月の加入は一日だけですが五月分から国民年金の保険料を納めることになります。

退職する日が五月三十一日だとしますと、厚生年金の資格喪失日は六月一日となり、厚生年金の加入期間は五月までとなります。また国民年金の資格取得日は六月一日となり、六月分から国民年金の保険料を納めることになります。

国民年金の

提出制について

国民年金が提出制を基本とした理由は、まず、老齢のように誰でもいつかはそうなることがはっきりしている事柄についてはもちろんのこと、病気やケガによって廃疾者となったり、一家の生計の中心者の死亡という事柄に対してはあらかじめ、若くて元気なうちに自分自身によって備えておく（保険料を納める）ことは生活態度としても、また、自己責任の原則を

基として成りたっている今日の社会からみても、きわめて当然のことといえます。

つきに、もし国民年金を無提出（すべて国の負担による年金にすること）とすると、膨大な国の金を使うこととなり、わが国のように将来高齢人口がいちじるしく増加することが明らかである国においては、後代の国民が過重な負担を負わなければならない結果となります。なぜかといいますが、全額国庫負担ということとは、それだけの税金を納めなければならないということなのです。

また、年金制度は、そのもの自体に確実性・安定性が備わっていますから、年金の支給が一度決められたら、その額は長期にわたって保障されるわけですから、年金を国庫負担で行なうこととした場合、その時どきの経済、財政などの事情によって影響をうけやすくなり、よって年金の額に変動をきたすとも考えられるからです。

国民年金受給者協会

都留支部の設立

ご承知のこととは存じますが、昨年暮れに、山梨県国民年金受給者協会が正式に発足しました。これをうけて本市でも同協会の都留支部を設立することとなり、二月十日から各地区で、本会の主旨にご賛同いただきながら、会員の加入勧奨を、進めてまいりました。

お願い

新しい国民健康

保険証について

本年四月一日から保険証が新しくなり、すでに世帯主あてに配布をいたしました。が国保加入者（被保険者）の氏名がカタカナで記入されていますので、そのカタカナ氏名の下段に漢字で氏名を書き込まれるよう、ご協力をお願い申し上げます。

記載例

国民健康保険被保険者証	
有効期限	昭和59年 3月31日
記号番号	78-100-0101
氏名	都留 太郎
生年月日	昭和29年04月29日
住所	山梨県都留市上谷一丁目1番1号 上谷一丁目
保険料	190041
住所	山梨県都留市上谷一丁目1番1号 TEL 05544-3-1111
支所	都留市
交付年月日	

被保険者氏名	性別	続柄	保険料
都留 太郎	男	世帯主	

代表発起人・花田宣一氏をはじめ、地区発起人（世話人）さんの積極的なご努力のおかげをもちまして、加入会員数は当初目標をはるかにうまわる数を確保することができました。厚くお礼申し上げます。

これに伴って、都留支部設立総会をつぎのとおり開催いたしますので、支部会員の皆様のご出席をお願い申し上げます。
日時 五月十八日（火）午後二時
場所 文化会館四階大ホール
◎その他催し物、記念品の用意もありません。